

# 刑 事 事 件 参 考 资 料

## 目 次

### 1 刑事訴訟事件の概況

- 1 通常訴訟事件、略式命令請求事件の処理状況（高裁・地裁・簡裁）----第1表
- 2 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移  
(高裁・地裁・簡裁) -- 第2表
- 3 事案複雑等を事由とする長期係属事件の序別、係属年数別人員（件数）  
(高裁・地裁・簡裁) -- 第3表
- 4 通常第一審における通訳翻訳人が付いた  
　　外国人事件の有罪人員（地裁）----- 第4表  
　　〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた  
　　外国人事件の有罪人員の推移（地裁）
- 5 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた  
　　外国人事件の序別終局人員（地裁）---- 第5表
- 6 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた  
　　外国人事件の言語別終局人員（地裁）-- 第6表
- 7 全国の裁判所で把握した通訳人候補者の高裁別言語別人員 ----- 第7表

### 2 裁判員制度の運用状況（法施行～平成23年4月）

- 1 罪名別の新受人員 ----- 第8-1表
- 2 序別の新受人員 ----- 第8-2表
- 3 罪名別の終局人員 ----- 第9-1表
- 4 序別の終局人員 ----- 第9-2表
- 5 選任された裁判員及び補充裁判員の総数 ----- 第10表
- 6 審理期間別の判決人員の分布及び平均審理期間----- 第11-1表
- 7 実審理期間別の判決人員の分布及び平均実審理期間 ----- 第11-2表
- 8 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数----- 第12表

## 1 刑事訴訟事件の概況

第1表 通常訴訟事件、略式命令請求事件の処理状況

(平成13年～22年) - 高裁・地裁・簡裁

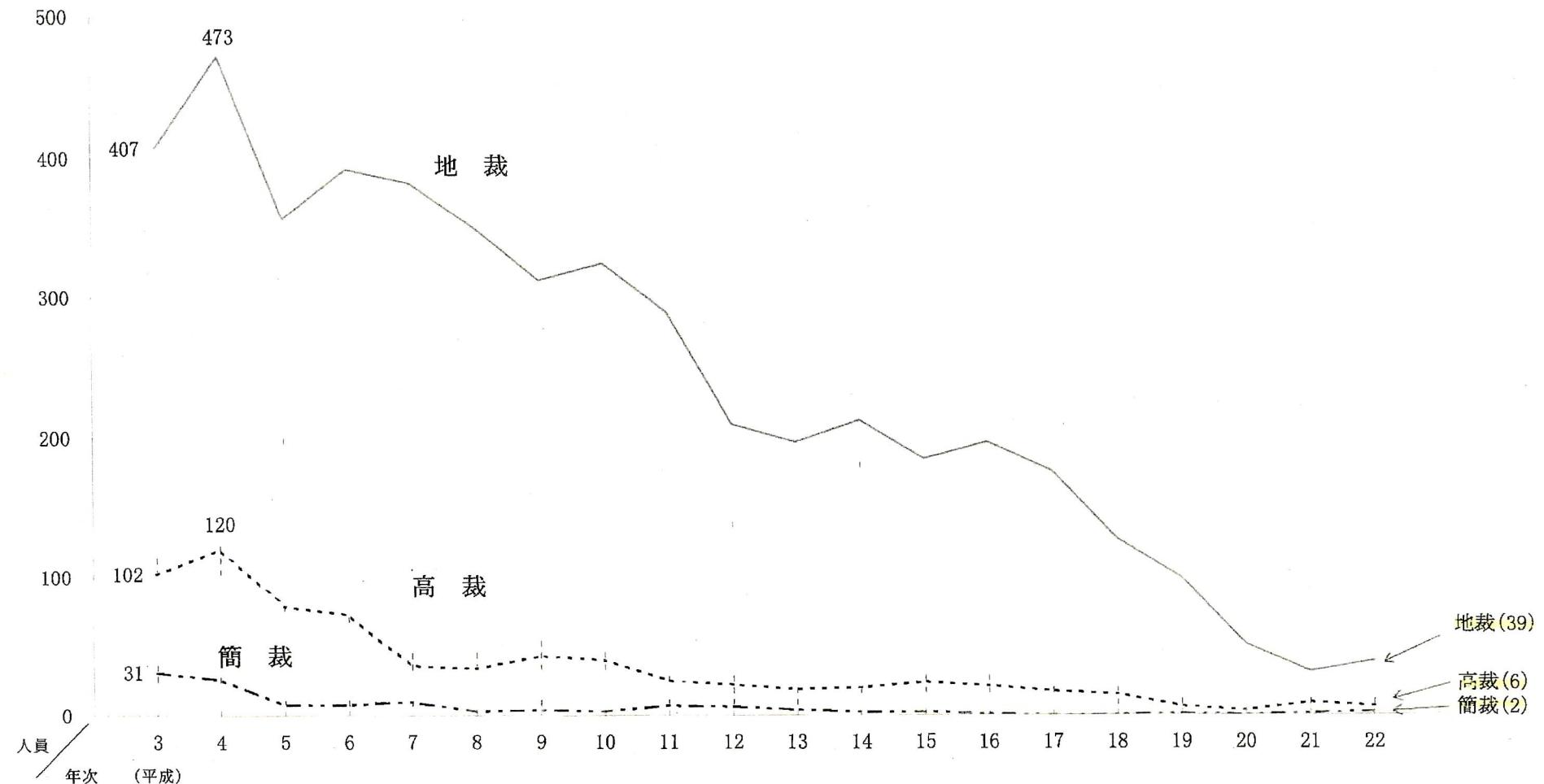
区分 年次	通 常 訴 訟 事 件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	
平成13年	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	7,824	7,629	2,188	99,993	97,714	29,449	15,963	15,651	2,667	892,050
	(106.4)	(109.4)	(99.0)	(107.0)	(106.7)	(109.4)	(110.4)	(110.1)	(114.8)	(95.7)
	8,326	8,347	2,167	107,029	104,274	32,204	17,631	17,236	3,062	853,805
	(113.8)	(116.3)	(100.1)	(111.8)	(114.4)	(109.5)	(117.0)	(119.3)	(115.4)	(88.1)
	8,900	8,876	2,191	111,822	111,767	32,259	18,683	18,668	3,077	786,109
	(117.1)	(120.6)	(98.5)	(113.5)	(116.3)	(108.9)	(121.4)	(122.2)	(125.0)	(84.3)
	9,162	9,198	2,155	113,464	113,649	32,074	19,375	19,118	3,334	752,382
	(119.3)	(121.4)	(101.6)	(111.7)	(115.8)	(104.1)	(115.8)	(121.1)	(107.8)	(80.1)
	9,331	9,264	2,222	111,730	113,146	30,658	18,491	18,950	2,875	714,534
18	(118.1)	(123.0)	(95.0)	(106.0)	(110.7)	(96.9)	(108.4)	(112.1)	(98.7)	(73.8)
	9,239	9,382	2,079	106,020	108,136	28,542	17,308	17,552	2,631	658,398
	(104.6)	(110.6)	(83.6)	(97.8)	(102.7)	(88.3)	(88.8)	(94.0)	(78.7)	(62.2)
19	8,186	8,435	1,830	97,828	100,364	26,006	14,178	14,709	2,100	555,246
	(99.8)	(104.4)	(76.4)	(93.6)	(97.4)	(82.8)	(85.7)	(87.2)	(79.9)	(52.2)
20	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
	(92.4)	(95.1)	(75.1)	(92.8)	(94.5)	(84.3)	(84.6)	(86.2)	(80.3)	(49.1)
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
	(87.0)	(89.9)	(72.7)	(86.4)	(90.5)	(77.5)	(76.2)	(79.1)	(72.1)	(45.5)
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,067

(注) 1 刑事月報による延べ人員（同一被告人につき別件が係属した都度累積計上）である。

2 ( )内は、平成13年を100とする指標である。

3 平成22年は速報値である。

第2表 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移（平成3年～22年各年末現在）－高裁・地裁・簡裁



(注) 1 当刑事局への個別報告による係属 2 年を超える事件の実人員である。

2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。

3 概数である。

第3表 事案複雑等を事由とする長期係属事件の府別、係属年数別人員（件数）  
 （平成20年～22年各年末現在）－高裁・地裁・簡裁

高 裁 (本庁・支部計)

### 地裁（本庁・支部計） [1]

## 地裁（本庁・支部計） [2]

## 簡 裁 (地裁管內計)

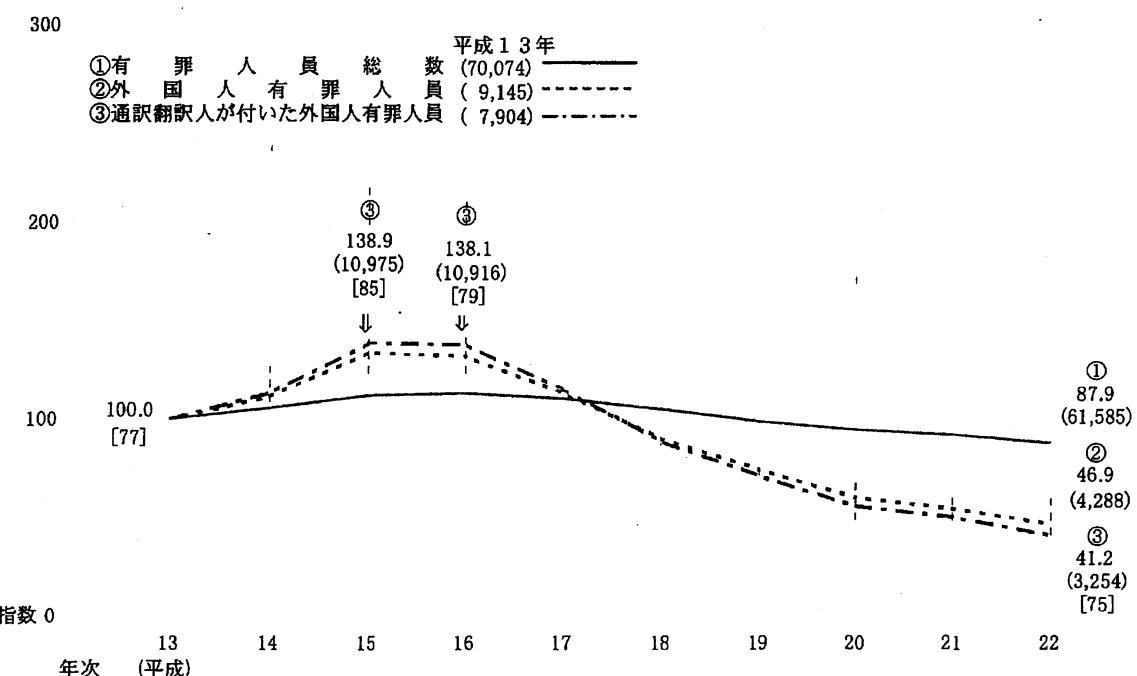
- (注) 1 当刑事局への個別報告による。  
2 係属2年を超える事件を対象とし、人員は実人員である。  
3 ( )内は件数建て(併合審理中の複数被告人の事件でも1件として計上)の数字であり、係属年数は最も長く係属している被告人を基準として計上した。  
4 簡裁については、平成22年末現在で係属がある地裁管内分のみを掲げた。  
5 概数である。

第4表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員（平成13年～22年）-地裁

区分 年次	終局人員		有罪人員	
	総数	うち 通訳翻訳人が 付いた被告人 (日本人を含む。)	総数	うち 外國人
平成13年	71,379	(11.3)	8,032	70,074
14	75,570	(12.0)	9,099	74,001
15	80,223	(13.9)	11,168	78,364
16	81,251	(13.8)	11,174	79,121
17	79,203	(11.8)	9,361	77,297
18	75,370	(9.6)	7,268	73,471
19	70,610	(8.3)	5,870	69,139
20	67,644	(6.8)	4,598	66,378
21	65,875	(6.3)	4,138	64,540
22	62,840	(5.4)	3,407	61,585
				4,288
				3,254

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。  
 3 ( ) 内は終局人員総数に対する%である。  
 4 平成22年の数値は、速報値である。

〔参考グラフ〕 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移  
(平成13年～22年)-地裁



- (注) 1 平成13年を100とする指数である。  
 2 ( ) 内は実人員であり、[ ] 内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。  
 3 平成22年の数値は速報値である。

第5表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の府別終局人員  
(平成18年~22年) - 地裁

年次	平成18年	19	20	21	22
府名	総数				
東京	7,062	5,670	4,430	4,000	3,275
横浜	2,768	1,861	1,258	993	753
さいたま	637	537	471	460	406
千葉	403	287	238	225	149
水戸	392	403	356	328	270
宇都宮	171	112	130	99	117
宇都宮	169	140	123	116	75
前橋	161	164	143	144	110
岡崎	258	188	175	170	183
甲府	49	51	30	37	21
長野	133	123	65	52	60
新潟	56	35	23	12	35
大阪	335	344	325	285	263
京都	31	33	34	39	34
神戸	97	96	86	79	78
奈良	22	35	33	32	18
大津	87	64	49	71	34
和歌山	33	13	10	15	5
名古屋	546	543	406	444	314
岐阜	108	132	109	85	62
福井	62	70	64	44	23
富山	6	10	18	5	8
広島	39	10	13	13	9
山口	45	22	11	8	11
島根	34	27	39	24	28
岡山	9	16	19	14	13
鳥取	29	29	14	10	4
島根	12	14	4	3	-
松江	9	2	2	1	2
福井	78	46	33	42	37
佐賀	1	2	3	1	4
長崎	25	26	16	15	25
大分	5	1	1	4	1
熊本	11	10	5	1	4
鹿児島	3	13	1	4	-
宮崎	6	3	5	1	3
那覇	23	23	32	19	19
仙台	30	31	14	17	21
福島	16	22	14	11	5
山形	11	24	12	15	17
盛岡	22	11	1	6	3
秋田	12	2	1	13	4
青森	10	13	3	1	1
札幌	35	39	14	12	18
函館	-	1	-	1	1
旭川	14	9	6	6	1
釧路	1	4	-	1	1
高松	33	12	10	2	20
徳島	5	6	-	8	-
高知	4	8	1	6	3
松山	16	3	10	6	2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第4表の「うち通訳翻訳人が付いた被告人」とは一致しない。

3 平成22年は速報値である。

第6表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員

(平成18年～22年－地裁)

言語	年次	平成18年	19	20	21	22
総 数		7,062	5,670	4,430	4,000	3,275
中 国 語		2,793	1,806	1,292	1,249	1,025
北 京 語		2,638	1,708	1,225	1,185	975
广 東 語		54	51	26	23	14
福 建 語		32	14	9	6	8
台 湾 語		3	1	3	7	7
上 海 語		12	7	3	3	1
その他の中国語		54	25	26	25	20
フィリピノ(タガログ)語		596	671	517	427	394
韓国・朝鮮語		910	751	537	463	373
ポルトガル語		504	482	371	423	329
スペイン語		369	302	266	262	229
ベトナム語		240	283	240	229	213
英 語		219	222	245	180	196
タ イ 語		385	290	258	201	141
ペ ル シ ャ 語		205	229	214	153	116
シ ン ハ ラ 語		91	70	98	65	35
イ ン ド ネ シ ア 語		96	123	82	58	28
ロ シ ア 語		69	70	43	37	26
ベ ン ガ ル 語		155	88	64	51	25
ウ ル ド ウ 一 語		111	62	47	41	21
フ ラ ン ス 語		11	8	10	7	21
モ ン ゴ ル 語		27	31	18	28	17
ネ パ ー ル 語		24	20	18	20	13
ミ ャ ン マ 一 語		76	34	19	25	13
トルコ語		66	41	20	27	10
ヒ ン デ イ 一 語		18	10	7	6	8
そ の 他		97	77	64	48	42

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第4表の「うち通訳翻訳人が付いた被告人」とは一致しない。

3 平成22年は速報値である。

第7表 全国の裁判所で把握した通訳人候補者の高裁判別言語別人数（平成23年4月1日現在）

(ただし、当刑事局への報告による。)

注※ 中國語通訳人のうち、通訳可能言語が表に掲げる地方言語以外の言語である者（ビン南語、客家語、福州語、福清語、贛南語、山東語、四川語、海南語、浙江語、河南語、蘇州語、湖南語、陝西語、杭州語、天津語、長楽語、潮州語、東北語）を合計した数値である。

〔全61言語〕

## 2 裁判員制度の運用状況（法施行～平成23年4月）

第8-1表 罪名別的新受人員

総数	3,496
強盗致傷	871
殺人	731
現住建造物等放火	322
覚せい剤取締法違反	295
傷害致死	254
(準)強姦致死傷	228
強盗強姦	194
(準)強制わいせつ致死傷	185
偽造通貨行使	106
強盗致死(強盗殺人)	105
危険運転致死	38
逮捕監禁致死	36
通貨偽造	35
集団(準)強姦致死傷	19
保護責任者遺棄致死	18
銃砲刀剣類所持等取締法違反	18
組織的犯罪処罰法違反	※注5
麻薬特例法違反	※注6
爆発物取締罰則違反	6
麻薬及び向精神薬取締法違反	4
身代金拐取	3
その他	9

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 速報値である。

第8-2表 庁別の新受人員

総数	3,496		
東京地裁本庁	319	広島地裁本庁	67
東京地裁立川支部	130	山口地裁本庁	18
横浜地裁本庁	150	岡山地裁本庁	65
横浜地裁小田原支部	27	鳥取地裁本庁	10
さいたま地裁本庁	168	松江地裁本庁	5
千葉地裁本庁	375	福岡地裁本庁	134
水戸地裁本庁	81	福岡地裁小倉支部	34
宇都宮地裁本庁	50	佐賀地裁本庁	18
前橋地裁本庁	58	長崎地裁本庁	21
静岡地裁本庁	15	大分地裁本庁	22
静岡地裁沼津支部	43	熊本地裁本庁	31
静岡地裁浜松支部	19	鹿児島地裁本庁	44
甲府地裁本庁	21	宮崎地裁本庁	18
長野地裁本庁	32	那覇地裁本庁	41
長野地裁松本支部	18	仙台地裁本庁	55
新潟地裁本庁	41	福島地裁本庁	13
大阪地裁本庁	287	福島地裁郡山支部	43
大阪地裁堺支部	101	山形地裁本庁	18
京都地裁本庁	65	盛岡地裁本庁	11
神戸地裁本庁	111	秋田地裁本庁	8
神戸地裁姫路支部	33	青森地裁本庁	37
奈良地裁本庁	19	札幌地裁本庁	76
大津地裁本庁	43	函館地裁本庁	11
和歌山地裁本庁	33	旭川地裁本庁	15
名古屋地裁本庁	164	釧路地裁本庁	13
名古屋地裁岡崎支部	43	高松地裁本庁	35
津地裁本庁	25	徳島地裁本庁	14
岐阜地裁本庁	54	高知地裁本庁	22
福井地裁本庁	12	松山地裁本庁	23
金沢地裁本庁	24	その他	1
富山地裁本庁	12		

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。

3 速報値である。

第9-1表 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪		無罪	その他
			2,119	2		
総数	2,168	2,119	2	5	42	
強盗致傷	540	527	-	-	13	
殺人	493	484	-	1	8	
現住建造物等放火	192	189	1	-	2	
傷害致死	171	169	-	-	2	
覚せい剤取締法違反	169	160	-	3	6	
(準)強姦致死傷	127	121	-	-	6	
(準)強制わいせつ致死傷	107	107	-	-	-	
強盗致死(強盗殺人)	69	67	-	1	1	
強盗強姦	68	65	-	-	3	
麻薬特例法違反	※注6	51	51	-	-	-
偽造通貨行使	48	48	-	-	-	
危険運転致死	27	27	-	-	-	
逮捕監禁致死	20	20	-	-	-	
集団(準)強姦致死傷	17	17	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法違反	14	14	-	-	-	
保護責任者遺棄致死	12	12	-	-	-	
通貨偽造	10	9	-	-	1	
傷害	9	9	-	-	-	
強盗	5	5	-	-	-	
(準)強姦	4	4	-	-	-	
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	
麻薬及び向精神薬取締法違反	3	3	-	-	-	
窃盜	2	1	1	-	-	
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	
激発物破裂	1	1	-	-	-	
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	
強制わいせつ	1	1	-	-	-	
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	
暴行	1	1	-	-	-	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
- 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
- 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。
- 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
- 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 7 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 8 速報値である。

第9-2表 庁別の終局人員

府名	終局 人員	有罪・ 一部 無罪				その他 ※注2
		有罪	一部	無罪		
総数	2,168	2,119	2	5	42	
東京地裁本庁	193	191	-	1	1	
東京地裁立川支部	73	64	1	-	8	
横浜地裁本庁	94	91	-	-	3	
横浜地裁小田原支部	15	14	-	-	1	
さいたま地裁本庁	95	95	-	-	-	
千葉地裁本庁	208	199	-	1	8	
水戸地裁本庁	56	56	-	-	-	
宇都宮地裁本庁	33	32	-	-	1	
前橋地裁本庁	40	40	-	-	-	
静岡地裁本庁	12	12	-	-	-	
静岡地裁沼津支部	20	18	-	-	2	
静岡地裁浜松支部	11	10	-	1	-	
甲府地裁本庁	16	16	-	-	-	
長野地裁本庁	18	17	-	-	1	
長野地裁松本支部	11	10	-	-	1	
新潟地裁本庁	21	21	-	-	-	
大阪地裁本庁	181	180	-	1	-	
大阪地裁堺支部	52	51	-	-	1	
京都地裁本庁	39	38	-	-	1	
神戸地裁本庁	62	62	-	-	-	
神戸地裁姫路支部	25	25	-	-	-	
奈良地裁本庁	15	15	-	-	-	
大津地裁本庁	20	20	-	-	-	
和歌山地裁本庁	24	23	-	-	1	
名古屋地裁本庁	101	100	-	-	1	
名古屋地裁岡崎支部	28	27	-	-	1	
津地裁本庁	18	18	-	-	-	
岐阜地裁本庁	36	35	-	-	1	
福井地裁本庁	7	7	-	-	-	
金沢地裁本庁	12	12	-	-	-	
富山地裁本庁	10	10	-	-	-	
広島地裁本庁	42	42	-	-	-	-
山口地裁本庁	15	15	-	-	-	-
岡山地裁本庁	31	31	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	6	6	-	-	-	-
松江地裁本庁	4	4	-	-	-	-
福岡地裁本庁	86	83	1	-	2	
福岡地裁小倉支部	24	24	-	-	-	
佐賀地裁本庁	12	12	-	-	-	
長崎地裁本庁	19	18	-	-	1	
大分地裁本庁	16	15	-	-	1	
熊本地裁本庁	25	25	-	-	-	
鹿児島地裁本庁	29	28	-	1	-	
宮崎地裁本庁	15	15	-	-	-	
那覇地裁本庁	31	31	-	-	-	
仙台地裁本庁	37	36	-	-	1	
福島地裁本庁	8	8	-	-	-	
福島地裁郡山支部	31	30	-	-	1	
山形地裁本庁	12	12	-	-	-	
盛岡地裁本庁	6	6	-	-	-	
秋田地裁本庁	5	5	-	-	-	
青森地裁本庁	23	23	-	-	-	
札幌地裁本庁	55	54	-	-	1	
函館地裁本庁	8	8	-	-	-	
旭川地裁本庁	9	9	-	-	-	
釧路地裁本庁	6	6	-	-	-	
高松地裁本庁	23	23	-	-	-	
徳島地裁本庁	11	11	-	-	-	
高知地裁本庁	16	15	-	-	1	
松山地裁本庁	16	15	-	-	1	
その他	※注3	1	-	-	-	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 庁名の「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

第10表 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	2,014
選任された裁判員の数	12,284
選任された補充裁判員の数	4,369

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。  
 2 裁判員及び補充裁判員の数は、刑事局への個別報告による実人員である。  
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 4 概数である。

第11-1表 審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）

	判決人員	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年内	1年を超える	平均審理期間
総数	2,126	9	127	310	369	780	324	207	8.1月
自白	1,370	9	112	258	278	508	156	49	7.2月
否認	756	-	15	52	91	272	168	158	9.9月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 3 速報値である。

第11-2表 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

	判決人員	2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	6月以内	6月を超える
総数	2,126	40	712	561	188	475	93	9	14	34
自白	1,370	39	630	392	80	185	10	2	8	24
否認	756	1	82	169	108	290	83	7	6	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 実審理期間が1月を超える枠内の43人は、区分審理を行ったもの及び裁判員裁判対象事件以外の事件について第1回公判を開いた後、裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものなどである。  
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 4 速報値である。

第12表 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	平均開廷回数
総数	2,126	-	50	974	690	241	171	3.8回
自白	1,370	-	48	805	396	93	28	3.5回
否認	756	-	2	169	294	148	143	4.5回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。  
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 4 速報値である。